

法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする一週間（12月4日から10日まで）を人権週間として、毎年、人権啓発活動が行われています。

本校でも人権教育旬間として取組を進めています。

図書室には人権について考えるコーナーが作られ、1年教室前には言われてうれしい「ほかほか言葉」のコーナーが作られていました。他の学年でもそれぞれの発達段階に応じて取組が進められています。

法務省ホームページには人権啓発動画『『誰か』のことじゃない』が公開されていて、様々な人権問題にスポットを当てたショート動画が公開されていました。

人権教育はまさに学校の基盤です。子供たちが「自分事」としてとらえられるよう様々な角度から指導を進めているところです。

